

一般競争入札参加資格確認申請書類作成要項（事前審査）

「令和８年度五百原第１号五百原県有林間伐事業」

「令和８年度五百原第２号五百原県有林間伐材販売事業」

令和８年度五百原第１号五百原県有林間伐事業及び令和８年度五百原第２号五百原県有林間伐材販売事業の入札参加資格の事前審査による一般競争入札に参加しようとする者は、入札公告、入札説明書及び仕様書の内容について熟知の上、当該一般競争入札についての入札参加資格要件が満たされているか事前に審査を受け、所要の適格認定を得て入札に参加しなければならない。

当該入札参加資格確認の手続等については、入札説明書本文に定めるもののほか、この要項によるものとする。

当該入札に参加しようとする者は、下記に掲げる事項に留意の上、所要の一般競争入札参加資格確認申請書及びその添付書類（以下「入札参加資格確認申請書類」という。）を作成（調製）し、所定の期限までに、和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課へ提出しなければならない。

記

１ 入札参加資格確認申請書類を提出する場所及び期間

郵送により事前審査を受ける場合には、申請書類を入れた封筒に申請者の氏名、住所等を表記の上、当該調達業務の名称とその入札参加資格確認申請書類が在中していることを明記して書留郵便で令和８年８月１８日（火）までに必着させること。郵送の場合には、必要な確認等は電話で行うこととするため、その連絡が取れない場合、必要な説明が得られない場合、その他必要な書類が欠けている場合には受付できない、又は参加資格要件不適格となるので注意すること。

（１）受付場所

和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課
和歌山市小松原通一丁目１番地
郵便番号 ６４０－８５８５
電話番号 ０７３－４４１－２９７６（直通）
ファクシミリ番号 ０７３－４３２－５８５０
電子メール e0707001@pref.wakayama.lg.jp

（２）受付期間

令和８年８月７日（金）から令和８年８月１８日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第３９号）第１条第１項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前９時００分から午後５時４５分まで

２ 入札参加資格確認申請書類の様式、種類、提出部数等

(1) 入札参加資格確認申請書類は、次に掲げるものとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（別記第1号様式）

イ 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票（いずれも提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

ウ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 直近1年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人事業者にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

オ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書の原本又はその写しで、提出日において発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税（税務署の発行する様式その3）

（イ）和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目（県の発行する第一号の十二の二様式）

（ウ）直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあっては、直近1年度分の市町村民税）

カ 和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第3条の規定に基づく木材業の登録を受けていることを証する書類

キ 和歌山県の物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であり、その競争入札参加資格者名簿の業務種目が大分類「12 森林整備等」の小分類「1 森林整備」であることを証する書類

ク 和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札の取扱基準（令和8年1月1日以降実施分）（平成23年制定。以下「基準」という。）の別表「業務種目ごとの登録要件、人材要件及び実績要件」に定める条件を満たした者であることが確認できる書類

I 「業務種目：大分類「12 森林整備等」の小分類「1 森林整備」」について

（ア）人材要件に関するもの

a 「専門技術者」に関するもの＜当該専門技術者が同種の森林施業の実績を有しており、主任技術者として配置されていること＞：①、②、③、④の書類

① 当該専門技術者に係る資格の写し

② 当該専門技術者が同種の森林施業の実績を有することを証明する工事経験証明書（別記参考様式）

③ 当該専門技術者が常勤であることを証明する下記のいずれかの書面の

写し

(a) 健康保険被保険者証又は健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

(提出後に加入された方については、健康保険厚生年金保険被保険者取得届)

(b) 住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）

(c) 社会保険に加入できない方については、雇用保険被保険資格取得等確認通知書（事業主通知用）

(d) 雇用保険に加入できない方については、申請日以前3ヵ月間の源泉徴収簿又は賃金台帳等

④ 当該専門技術者が労災保険及び雇用保険に適切に加入していることがわかる保険者証等の写し

b 「作業員」に関するもの<当該作業員は労働安全衛生法第59条に規定する安全衛生教育を修了し、実務経験（年間60日以上森林整備に従事）を3年以上有していること。>：①、②、③、④、⑤の書類

① 当該作業員に係る資格の写し

② 当該作業員について、労働安全衛生法第59条に規定する安全衛生教育を修了したことがわかる修了書の写し

③ 当該作業員が実務経験（年間60日以上森林整備に従事）を3年以上有することを証明できる工事経験証明書（別記参考様式）

④ 当該作業員が常勤であることを証明する下記のいずれかの書面の写し

(a) 健康保険被保険者証又は健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

(提出後に加入された方については、健康保険厚生年金保険被保険者取得届)

(b) 住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）

(c) 社会保険に加入していない方については、雇用保険被保険資格取得等確認通知書（事業主通知用）

(d) 雇用保険に加入できない方については、申請日以前3ヵ月間の源泉徴収簿又は賃金台帳等

⑤ 当該作業員が労災保険及び雇用保険に適切に加入していることがわかる保険者証等の写し

(イ) 実績要件に関するもの

直近5ヶ年において、国、都道府県、政令指定都市又は和歌山県内市町村との間に業務レベルB以上の森林施業の契約実績を2回以上有することを証明する書面の写し（工事内容、規模等が明確にわかる契約書、仕様書

などとする。)

(※直近5ヶ年とは、入札公告日から過去へ5年間)

- ケ 誓約書(別記第2号様式)
- コ 委任状(別記第3号様式)
- サ 入札保証金納付免除申請書(別記第4号様式)
- シ 契約保証金納付免除申請書(別記第5号様式)
- ス 一般競争入札参加資格審査申請事項変更届(別記第6号様式)
- セ 仕様書等に対する質問・回答書(別記第7号様式)

(2) 入札参加資格確認申請書類の提出部数は、正本1部とする。

3 入札参加資格確認申請書類の作成(調製)における留意事項

(1) 全般事項

ア 申請書類に虚偽の記載等をした場合は、当該申請を無効とし、資格確認を取り消すことがある。

イ 申請書の記入等に当たっては、次のことに注意するものとする。

(ア) 申請者の氏名は、個人事業者にあつてはその代表者の氏名及び商号(屋号)とし、法人事業者にあつてはその名称及び代表者の職氏名とすること。

(イ) 申請者の住所は、その主たる事務所の所在地とすること。

(ウ) 申請書の記入等に当たり使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とし、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によること。

(エ) 数字は、すべて算用数字とすること。

(オ) 申請書の記入等には、黒(青)の万年筆又はボールペンを使用し、楷書で鮮明に記入すること。また、ゴム印、ワープロ等を使用した作成も可とすること。

(カ) 字句等を訂正する場合は、二本線で抹消し訂正印を押印の上、その上段に訂正後の字句等を記入すること。

ウ 提出に際して、必要となる添付書類等のうち一つでも不足があれば受付できないので、十分確認の上、提出するものとする。

なお、再提出は、受付期間内に、迅速に行うものとする。

エ 受付期間後の申請書類の差し替え及び再提出は認めない。

オ 申請書類の作成及び申請(提出を含む。)に関する費用は、申請者の負担とする。

カ 申請書類は、返却しない。

4 審査結果の通知

申請者には、一般競争入札参加資格要件適格認定通知書又は一般競争入札参加資格要件不適格認定通知書により令和8年8月20日(木)までに郵送により通知するものとする。

なお、一般競争入札参加資格要件適格認定通知書は、その後の入札において必要となるので、申請者（入札者）において大切に保管するものとする。

5 不適格認定の理由の説明

- （１）一般競争入札参加資格要件不適格認定通知書により必要な入札参加資格の要件が欠けていると認められた者は、その通知を受けた日の翌日から起算して１０日（県の休日を除く。）以内に、書面（ファクシミリ及び電子メールを除く。）により、その不適格認定の理由について説明を求めることができる。

ア 書面の提出場所

１の（１）に同じ

イ 書面の提出方法

持参又は書留郵便により提出すること。

- （２）（１）に対する回答は、説明を求めた者に対し、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して３日（県の休日を除く。）以内に書面で行うものとする。

6 申請書類等についての質問の受付

この要項、入札参加資格確認申請書類等についての質問は、仕様書及び入札説明書についての質問として、入札説明書本文の５の（３）により行うものとする。